

# 所得税の確定申告と町・道民税(住民税)申告

## 2月16日(火)から3月15日(月)まで

所得税の確定申告と町・道民税(住民税)申告を次の日程で受け付けます。また、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ご来庁の際はマスク着用や手指のアルコール消毒などにご協力ください。

### 受付期間

- ・確定申告 2月16日(火)～3月15日(月)
- ・住民税申告 3月15日(月)まで  
※土・日・祝日は除く。  
青色申告の方は、直接税務署へ提出をお願いします。
- ・受付時間 午前8時45分～午後5時30分
- ・受付場所 町民課 税務係

### 確定申告が必要な方

#### (給与所得がある方)

- ・年間収入金額が2,000万円を超えている方
- ・1か所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の合計が20万円を超えている方
- ・2か所以上から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の合計が20万円を超えている方

#### (公的年金などに係る雑所得のみの方)

- ・公的年金収入が400万円を超えている方
- ・公的年金収入のほかに20万円を超える所得がある方

#### (その他)

- ・不動産収入や事業を営んでいる方
- ・年末調整の内容に変更がある方

### 住民税申告が必要な方

- ・給与・公的年金収入の他に所得がある方で、確定申告をする必要がない方
  - ・扶養親族、医療費、生命保険料などの各種控除を追加する方
- ※確定申告や年末調整した方は申告不要です。

### 申告書にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告書には、申告をするご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

(本人確認書類の例)

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバー通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

### インターネットで確定申告ができます

インターネットに接続しているパソコンやスマートフォン、タブレット端末があれば電子申告(e-Tax)で自宅から確定申告を行うことができます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にて、各種申告書を作成できます。

**期間内に忘れずに申告しましょう!**

### ■申告に必要な書類など

各種控除など	主な必要書類
収入確認の書類	・収入がわかるもの ・給与、年金の方は源泉徴収書
社会保険料控除	・社会保険料(国民健康保険料)控除証明書
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書
地震保険料控除	・地震保険料控除証明書
障害者控除	・身体障害者手帳 ・障害者控除対象者認定書
医療費控除	・令和2年1月1日～12月31日において医療費支払総額10万円以上(総所得金額200万円未満の方は総所得金額の5%)の場合、その支払明細書(領収書など)
住宅借入金等特別控除	・(土地・家屋)登記事項証明書、売買契約書、工事請負契約書の写し ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 ・増改築の場合、建築確認済証・検査済書の写し、増改築等工事証明書のいずれか
寄附金控除	・寄附した先からの領収書

問 町民課 税務係 ☎83-1404